

受験番号 氏名

1. 障害のある人の雇用の場の拡大

(1) 障害者雇用の現状

ア 2024年障害者雇用状況報告17対象障害者18を1人以上雇用する義務がある民間企業（常用雇用労働者数40.0人以上）及び国、地方公共団体については、毎年6月1日時点の障害者雇用の状況を報告することになっている。2024年の報告結果は次のとおりである。

① 民間企業の状況

我が国の民間企業における障害者雇用の状況は、2024年6月1日現在の雇用障害者数が約67.7万人（前年比約5%増）と21年連続で過去最高を更新しており、一層進展している。また、障害者である労働者の実数は約57.4万人（前年比約7%増）と、22年連続で増加している。障害種別ごとに見ても、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のいずれも前年より増加している。特に精神障害者の伸び率は前年比約16%増となっており、この10年間で約4倍となっている。

また、民間企業が常時雇用する労働者に占める対象障害者である労働者の割合（以下本章では「実雇用率」という。）は、2.41%（前年2.33%）と13年連続で過去最高を更新している。企業規模別に実雇用率をみると、規模が大きくなるほど高くなる傾向にあるが、小規模の事業所で低く、引き続き雇入れに向けた支援が必要である。

なお、法定雇用率を達成した企業の割合は、2024年4月の法定雇用率0.2ポイント引上げの影響があり、46.0%と前年を下回った。雇用されている障害者数については、全ての企業規模で前年より増加した

② 国・地方公共団体の状況

国・地方公共団体の機関（法定雇用率2.8%）に常時勤務している職員に占める対象障害者の割合と勤務している障害者数は国においては3.07%、10,428.0人、都道府県においては3.05%、11,030.5人、市町村においては2.75%、37,433.5人であった。

一方、都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）においては2.43%、17,719.0人であった。

参照記事：内閣府令和7年版障害者白書